

議案第72号

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これから<u>1万2千円</u>を限度として減算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これから<u>1万6千円</u>を限度として減算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の和光市国民健康保険条例第5条の2第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和3年12月2日提出

和光市長 柴崎 光子

#### 提 案 理 由

出産育児一時金の支給額に係る減算額等について改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。